

日本基督教団の 諸教会・伝道所のみなさんへ

教団側「準備書面」に異議あり！

小海基（荻窪教会牧師）

本当に問題とすべきこと

読者の皆様もご理解いただいているように、これまで北村慈郎牧師免職裁判の争点は一審・二審判決とも、裁判で訴訟として取り上げるべき問題であるのか否かの「入口」の判断だけに終始してきた。私たち北村牧師を支援する側が主張してきたのは、宗教上・信仰上の判断を裁判所に求めているのではなく、北村慈郎牧師本人の基本的人権を踏みにじるような形で強行された「免職」処分の実態の是非の判断である。これこそまさに「懲戒権の濫用」ではな

いかという訴えである。しかし一審・二審とも裁判所は内容審理に入る事を避け、門前払いの判決となつてしまった。

しかしどうだろう私たちの教団の「教憲・教規」に一言も明文化されていないばかりか、一九六〇年代から世界中でも教団内でもさかんに議論が続けられていた「開かれた聖餐」を行ったという理由で、本人に直接会つて言い分も全く聞くこともせずに行われた「正教師免職」によって、北村慈郎牧師の全ての「社会生活上の地位」が根本から奪われ、「年金減額」という具体的被害さえ発生しようとしてい

「北村慈郎牧師を支援する会」発行

連絡先：〒242-0022 神奈川県 大和市柳橋3-3-22 久保方 Tel 090-2669-4219
郵便振替：00270-4-116840 「北村慈郎牧師を支援する会」
ホームページ：<http://www.k-saiban.com> メール：h2kubo@jcom.home.ne.jp

るのである。このことが何より「正教師の地位」が単なる「宗教的地位」に留まらなればかりか「社会的・法的的地位」でもあつてを明白に語っているではないか。しかも教団執行部は明文化されている手続きをふまず、申立人名も申し立て内容も本人は一切開示せず、恣意的に「教師委員会内規」の変更をもつて強行し、更に本人の不服申し立てでなされた常議員会での「審判委員」選任も、開示されていない「戒規申立人」の票も含めての選任という不正さえも行っている。そもそも教会全体の決断としてなされた「開かれた聖餐」であるのに北村牧師一人の責任とされてしまつてゐる。

こうしたひとつひとつについては被告教団側が高裁に出した「準備書面」では、本件がいかに「宗教上の教義、信仰の内容に深く関わっている」かと、「戒規」と「懲戒」は別物であるとか、本人の「社会的地位」に関わる部分は被告である日本基督教団とは法人格の違う各個教会や年金局の問題なのだ懸念にこじつけている。

私がここで指摘しておかなくては、と思ふのは、三〇数頁に及ぶ被告教団側の「準備書面」の終わりの方に出てくるいささか

気になるヒステリックな文言である。

たとえ今後、本件は「宗教問題」だからと最高裁が門前払いの判決を出したとしても、それは北村牧師の「免職」が正しいというお墨付きを司法が与えたことを意味しない。本件手続きの不当性も含めて、本来ならば日本基督教団という教会内で「聖餐」についての教義上の判断も含めた形で議論し続けていかなければならない問題である。だからこそ北村牧師のような「開かれた聖餐」を積極的に進める立場の人ばかりでなく、クローズドの立場の人やまだ態度保留の立場の人さえも、この裁判支援に加わっているのである。教団側がここで振りかざすヒステリックな文言（もちろん細かく挙げればきりが無いが特に目に余るもの）二点を、教団側の「準備書面」から指摘しておきたい。これは今後の判決がどのようなに出されようとも、これからの教団が積み重ねていかなければならない冷静な論議を阻みかねない認識であるからである。おそらく固唾をのむような思いでこれまでの裁判を見守ってきた方々も、無関心で過ぎしてきた方々も、こんなことが書かれた「準備書面」が教団側から出されていることはご存じないと思われるからである。

その二点の問題点

1. 「キリスト教会の解体運動」、「反教団闘争」…とヒステリックな決めつけ

このヒステリックな決めつけの文言は、「準備書面」の中の「第3（争点2）『本件年金減額決定の無効確認請求の適法性について』に対する被控訴人の主張」の末尾に当たる「3 『本件の本質的な争点について』の被控訴人の主張」と題された項の（2）に出てくる。四〇数年前の「教団紛争」と言われた時代ならともかく、今頃こんな言葉が飛び出して来るのだ。皆さんはどう思われるだろう？ 引用してみよう。

(1) 控訴人の主張には「免職処分という一人の人間の社会生活上の地位を根本から剥奪する極めて重大な処分」とあり、人権問題として全国に6000名以上の支援者がいるとし、他方では裁判所に対して司法判断が下せないとすることは、当事者の一方（現執行部）の判断を尊重する結果になり、裁判所がそれに加担して宗教的な判断を行っているとの言説もみられる。

しかしながら、同主張は裁判所に対する不当な恫喝とさえ解される。すなわち、これが人権問題ではないことは、控訴人において被控訴人教団の教憲・教規にしたがって「未受洗者に対する配餐」を辞めて悔い改めることによつて戒規処分への「解除、復帰」が期待できる性質のものであることを知れば十分であろう。それにもかかわらず、法廷闘争として大勢の傍聴動員をかけた裁判所を利用して戒規処分無効の判決を得ようとする控訴人の真意は、被告訴人の教憲・教規と異なる教理に基づき控訴人の選択であり、見方によってはキリスト教会の解体運動に他ならないとさえ危惧される。

なるほどこの北村裁判は、審議のたびに毎回全国から会場に入れないくらいの熱心な傍聴者が集まる。そのほとんどは信徒であり、北村牧師側の支援者である。決して「傍聴動員」をかけられて集まったのではない。それぞれの自由な決断において、手弁当で、それぞれに時間をやりくりして集まってきた人たちである。「キリスト教会の解体運動」を目指しているものなど一人

もいない。悪意のこもった、失礼な表現である。こうした人権侵害、ハラスメントの方法でひとりの牧者を葬り去ることができると考えている今の教団執行部の方がよほど「反キリスト」であり「教会の解体運動」であると憤っているひとりひとりである。「傍聴動員」をいうならむしろ被告教団側の方が総幹事、幹事、委員長……といった役職上しおぶ来ている面々の方である。

「準備書面」の同箇所では先へ行けばいくほど同様のヒステリックな表現が繰り返されていく。これにはさすがの高等裁判所の裁判官たちもあきれたのではないか。

「控訴人には、もはや被控訴人教団の教憲・教規にもとづく秩序にしたがう意思はなく、現に被控訴人と敵対する姿勢を崩していない。『未受洗者に対する配餐』の中止勧告をうけてもしたがわず、戒規処分の聴聞の機会に出頭せず、同処分決定後には教憲・教規に定めるあらゆる手続規定を使つてこれを争い、そして被控訴人によつて適正に斥けられるや、同手続違反を理由に損害賠償請求として『慰謝料1000万円を支払え』との訴えを提起するなど、教団の教師としてはあるまじき反教団闘争を継続して止まない」……。

2. はたして「開かれた聖餐」は牧師の「セクハラ」よりも深刻なのか？

これは被告側弁護士が地裁の時には発言して話題になったが、今回ははつきりと「準備書面」に文字として書き記されている。いうまでもないことであるがこの世の常識において「セクハラ」はれっきとした刑法上の犯罪である。本「準備書面」の結論部分に当たる「第5『まとめ』」に対する被控訴人の主張の冒頭に次のように記される。

1 控訴人は「これまで四〇年以上にわたり、三つの教会で被控訴人教団の教師として真面目に活動を続けてきたことを掲げ、そのような控訴人に対する処分として「免職」が下されたことを非難し、女性信徒に対するセクシュアル・ハラスメントの「戒告処分」との比較において著しく不均衡がある旨主張する。

2(1) しかしながら、控訴人の上記主張は自ら犯していた「未受洗者への配餐」の重大性の認識に欠けるものである。すなわち、未受洗者に対する配餐は教憲第一〇条を受けた教規第一三五

く一三八条に違反しており、「教憲および教規の定めるところに従う」べしとする教憲第一条違反に該当し、極めて重大であることは、控訴人の引用する前記セクハラの事例の比ではない。

こうした「未受洗者に対する配餐」こそが「セクハラ」どころでなく、「被控訴教団にとって教義の本質を破壊する重大な違反に該当する」ことを教団側が再三述べているのは実に異様なことである。朝日新聞社の「アエラ」二〇〇八年四月一四日No.一六が「スクープ キリスト教会の『性犯罪』』として特集を組んだくらい、聖職者のセクハラ問題は今や世界的な深刻な問題である。ここで引用指摘されている「戒告処分」でうやむやのままに放置されている九州教区の事件以後も多発している。教団側「準備書面」は「重大な違反」の根拠として、「乙四七」号証として裁判に出された深谷松男氏のいささか特定の「神学的・教義的」立場しか代弁していないように思われる内容の陳述を引用する。

東京神学大学常務理事、金沢大学名誉教授、宮城学院名誉理事である深谷

松男氏は控訴人の行った未受洗者への配餐の重大性について次のように述べている。

すなわち、「教団総会議長の勧告を聴かずに、未受洗者を聖餐に与らせることを敢えて行い続けた原告の行為は、①聖餐を受けるに信仰を不要としてそのサクラメントとしての霊的な価値を損壊したこと、②それにより教会員の信仰を根本的に弱体化させる原因を作ったこと、③それは主キリストの伝道と洗礼の命令を無視し、洗礼の意義を失わせ、伝道を無意味にしたこと、④さらに現住陪餐会員という教会総会議員資格を曖昧にして総会の教会権能行使の基礎を崩したこと、⑤聖礼典を司る教師がこれを強行して教職制を混乱に陥れたこと、加えて、⑥「信徒の信仰指導」に当るべき牧師の務め（教規一〇四条(1)号）に違反し、若しくはそれを放棄して、主の教え（ヨハネによる福音書二一・一五以下）に背いたこと、さらに⑦教会総会の議長（教憲96条2項）として違法な議決を阻止する責務を負い、かつ阻止し得る権限をあたえられているにも拘わらず、そ

れを怠ったこと等を勘案すれば、まさに重大な教憲違反であり、かつ教団の秩序を乱すことは甚だしいと言わざるを得ません。教師職を奪う免職という戒規の執行は、教憲・教規を中心とする教団の法と秩序に照らして適法・妥当というべきであります。

加えて、聖餐は教団の正教師である者だけが司ることができることになっています（教憲第九条）。それだけに聖餐の違法な執行をし続けて改めない場合は、その戒規は教師の地位に直接関わってくるのは、当然であります。この場合の戒規処分の内容が最低限で免職であるのは、妥当と言わなければなりません。」（乙47）というのである。

これははたして「セクハラ」の事例の比でない」根拠となるのだろうか？あまりに独善的な見解というべきものではないか？

何度も繰り返すが、今後どのような判決が出されたとしても、それは北村牧師の「免職」が正しいというお墨付きを司法が与えたことを意味しない。「戒規」手続きがどうあるべきか、日本基督教団という合同教会内が「聖餐」について教義上どのように

考えるべきか、世界の教会の議論も参照しながら議論し続けているかなければならない課題が残されていることは確かなのだ。「聖餐」をめぐる議論は、実はいわゆる「教団

紛争」のはるか以前からあったことを冷静に認め、今後はもういちど初心に戻って議論を深めていく必要が私たちの日本基督教団にはあるのである。

こんな形で一人の教師を 免職にしてもいいものか？

三浦修 (埼玉和光教会牧師)

〈問題点〉

免職手続の不備 (論点として)

北村慈郎先生の免職問題が起きた当時、教団常議員として北村先生と共に歩んだ。その間、教団執行部が行った事実を見聞きしてきたが、「怒り」を禁じ得ない。事実を二〇一三年五月二八〜二九日、関東教区総会における議案から次のように確認する。

て来ており、今なお継続中である。

二〇〇五年六月

山北宣久教団議長(当時)は「教会総会への挨拶」で「正しい聖礼典の執行」を宣べる。「正しい」とは教憲・教規に則したとの前提であるが、解釈が分かれている。

二〇〇六年一月

北村慈郎牧師「福音と世界」に「聖餐についての個人的体験と一教会の試み」を発表。(紅葉坂教会は北村慈郎牧師の着任前から未受洗者も共に聖餐に与えることで主にある喜びを分かち合って来ていた。)

二〇〇七年七月

第三五回総会期第二回常議員会開催時に、山北宣久議長から「協議会として記録をとらないこと」を前提として自由な発題が求められた。それに応えて、北村慈郎牧師は聖餐についての発題を行った。

二〇〇七年一〇月

第三回常議員会にて、山北宣久議長名で「北村慈郎教師に対して教師退任勧告を行う件」が提案され賛成一六名で可決。勧告の理由として、上記七月の協議会の発題が問われた。

二〇〇八年七月

第五回常議員会にて、「北村慈郎教師に対して戒規申し立てを行う件」が可決。

二〇〇八年一〇月二二日〜二三日

第三六回教団総会で、常議員会による「戒規申立決議の無効議案(四四号)」が可決される。同総会にて北村慈郎牧師常議員に三選される。

〈戒規免職に至る経緯の説明〉

日本基督教団では、聖礼典に関して信仰職制委員会を中心に研究・議論が続けられ

〈教団総会での議決の注解〉

戒規施行細則第の条には、戒規を適用された者がこれを不服とする場合、教団総会議長に上告でき、議長は常議員会の議を経て審判員を挙げると定めている。すなわち常議員会は教団総会議長とともに戒規適用にたいする上告を受け、これを処理する立場にある。

これに関し、第三六回教団総会は、第四四号議案を可決し、「北村慈郎教師に対する戒規申立（第三五総会期第の回常議員会決議）」は「違法な手続に基づく決議」であるとし、之を無効とした。なぜならば、議長及び常議員会は、戒規手続において上告を受ける立場にあり、「公正中立であることが求められる」にもかかわらず、「教団総会議長が『戒規申立』の提案者となり、常議員会においてその審議・議決が行われたのであるから、上告手続における公正中立が著しく侵害されている」（同議案提案理由）と判断されたからである。これにより、議長又は常議員会が戒規の申立人になることを違法とする最高議決機関である教団総会の意思が明確に示されている。常議員会

決議による戒規申立が違法とされたのであるから、常議員会構成員である常議員による戒規申立も、同様に公正中立を損なう違法であると考えらるべきである。第三六回教団総会終了時に、直ちに、議長及び常議員会は違法な処分を撤回し、真摯に問題解決にあたるべきだった。

二〇〇九年七月二三日

教師委員会は「教師の戒規適用に関する内規」を改定し、信徒による戒規発動要請を受理出来るものとした。

二〇〇九年七月三一日

小林貞夫常議員他六名の信徒により教師委員会に北村慈郎教師に対する戒規申立がされた。

二〇〇九年九月一六日

第四回教師委員会は小林貞夫他の名による戒規申立書を受理。

二〇〇九年十一月二一日

紅葉坂教会役員会名で信仰職制委員会に対し、当該戒規に関する諮問が出される。

二〇一〇年一月二六日

教師委員会にて北村慈郎教師の免職が決定され教団新報にて公告される。

〈教師委員会による内規改定に関する注解〉

「適性を欠いた内規改定」としか言えない。二〇〇九年七月一三日、第三六総会期第三回教師委員会は、内規を改定して、戒規の申立者を限定することなしに、委員会の判断でこれを受理すべきかどうか決定できるものとした。（教団に属する信徒であれば、誰でも戒規の申し立てが出来るとされた）本戒規は、これに基づいて申立が受理され、適用決定に至ったものである。

これに関し、信仰職制委員会は、「先例集九六（一九八〇年七月七日）」により、「教師の戒規の提訴者」に関して教団憲・教規に則して「役員会又は常置委員会とする」としてきた。そして第三六回教団総会で可決された第四四号議案は提案理由(2)において、これが「妥当な解釈である」としている。更に、第三六回総会期の信仰職制委員会は、戒規発動の要請主体を特定する条文はないので、これ

を特定するためには教団規則の改正又は新設が必要であるとした(二〇〇九年三月一日付 東海教区議長宛答申)。しかし、上記の教師委員会内規は、そこに言う「教団諸規則」に該当しないとされている(二〇一〇年一月二六日付、教団総幹事への答申)。加えて「教師委員会が：先例集九六を指針として尊重することを望みます」(二〇一〇年一月二六日付 北海教区議長答申)とも言っています。

ここに明らかのように、①本戒規の申立受理を可能にした教師委員会内規は、信仰職制委員会の言うように、教団諸規則としての法的拘束力を持たない。及び②先例集九六を教規の正当な解釈とする第三六回教団総会の判断にも抵触する。したがって、教師委員会による本戒規の申立受理は無効であり、余りにも意図的で「免職ありき」で行われた、教会性、会議性を逸脱した行為と言う他ない。

〈結論〉

「先例集九六」を身勝手な解釈で「適用」させた、無謀な行為と言えます。その後、信徒による北村慈郎牧師とは別の「教師免

職」の申し入れに対して、逆に「先例集九六」を理由に、教師委員会が「不受理」とした事例があるとのことですが、自己中心的な教団の執行部の「横暴な行為」が行われています。矛盾だらけな教団執行部で

あります。私達は全教区挙げて、「免職撤回」を決議し、教団執行部に提示すると共に、聖餐に関する研究の機会を求めて行くべきだと思います。

『北村牧師・免職処分』を問う
 宗教改革の光の下で
 大塩清之助(町屋新生教会・協力牧師)

《プロテスタント教会法の視点から》

(はじめに) 日本基督教団(以下教団)が北村慈郎牧師を免職処分にしたということは、教団が自己の法を用いて同氏を戒規処分にしたということである。そこで私は宗教改革にさかのぼって、プロテスタントの教会法の視点から、『北村牧師・免職処分』を考えてみた。

(2) 今日 聖書の福音に基づいて、教団に改革意見を提出・実行した北村牧師を、教団は、自己の教会規則(憲教規)に基づいて、牧師免職処分にした。

①と②とは相似形である。プロテスタント教会法の視点から見れば、共に重大な過ちを犯していると私は考える。

(1) 宗教改革のとき 聖書の福音に基づ

いてカトリック教会に改革意見を提出・実行したルターを、カトリック教会は、自己の教会規則(伝統)に基づいて、破門にした。

《視点1》プロテスタント教会法の権威(最

高の規範)は聖書である。それ以下は、重要な序列に従って規範性(拘束力)が下がって行く。(因みに、「教会の権威」の中

味は「上からの権力的暴力的な支配力」ではなく、「神の子イエス・キリストの死による万人の罪の赦しと復活の約束」と言う『恵みの福音』による、下からの奉仕的な救いの力である。)

《視点2》ルターも北村牧師も共に上記の「教会の権威」であり、教会法上、全プロテスタント教会に対して、最高の規範性(拘束力)をもっている「聖書の福音」に基づいて、それぞれの教会に、教理上の具体的な改革を提案している(因みに…北村牧師①「教会は信徒に限らず求道者、子ども、礼拝に参加するすべての者がイエス・キリストの恵みに与る場所である」②洗礼を聖餐の条件としない(一九九八年一月役員会)。③教団に《教会規則第八条削除》の規則変更申請を提出。

《視点3》問題の焦点は当時のカトリック教会も今日の教団も、「聖書の福音」と言う教会法上最高の規範に基づいてなされた教理上の問題提起を、教会法上自己の教団(教会)の中だけに通用する、低い規範性(拘束性)の自己の「教会規則」(教憲教規)によって判定し、しかも改革意見の提

起者に対して、破門や牧師免職を行なったのである。(もし、ルターや北村牧師の倫理的過ちに対する戒規処分なら、自己の教会法による処分も可能であろう)。しかし、プロテスタント(福音主義教会)の教会法に於いては、一つの教会(教団)の中だけに通用する規範性の低い「教会規則」(教憲教規)によって、プロテスタントの全教会の問題を判定しうる最高の規範性を持つ「聖書の福音」に基づいて提起した改革意見に対して、其の是非を判定することは、本来不可能なことである。しかも、改革者を、破門とか牧師免職処分にするとは、甚だしい間違いであり、非福音的(律法主義的)な行為であると言わねばならないであろう。

(終わりに) 教団は、プロテスタントの教会法の視点に立ち、上に述べたように違法な『北村牧師・戒規免職処分』の過ちを認めて撤回し、北村牧師と紅葉坂教会と、教団の全教会に、率直に謝罪すべきであると思う。

私はこの小論によって、今後の『北村牧師・免職処分』に関する・全教団的対話に参加したいと願っている。そして共に「聖書の

福音」という教会の最高の規範の上に立つて討論し、主にあって共に赦され共に復活の約束を与えられている兄弟姉妹との、自由で多様な豊かな交わりに与りたいと思う。もとより共に、公同で合同の日本基督教団の会員として。在主。

《後記》

現在北村慈郎牧師の免職処分無効訴訟は最高裁に上告中です。支援会では、十一月四日に報告討論集会を開き、裁判の現状報告と免職撤回及び聖餐論議の再会を求めて、教団内運動をどのように形成していくかについて、四人の発言とフロアーからの意見を聞きました(通信第九号参照)。

本別冊の小海基さんの文章は、控訴審での被告教団側準備書面の問題性とその中にあるひどい内容の部分をまとめてもらったものです。三浦修さんの文章は、前記報告討論集会の時に発言者として用意してくださったレジュメです。大塩清之助さんの文章も当日配布されたものです。それぞれ教団の全教会・伝道所の方々に読んでいただきたいと思えます。

二〇一三年十二月十三日

北村慈郎牧師を支援する会